

2024年4月27日

保護者の皆様

ワシントン日本語学校
校長 三原 洋一

一時帰国時の体験入学について

夏休み期間等を利用して、日本に一時帰国し、体験入学や一時入学の経験をすることは、大変有意義なことです。しかし、体験入学・一時入学とも、制度化されたものではなく、法規によらない一時的措置ですので、入学の可否は当該学校長の裁量となります。特にコロナの影響で受け入れに慎重になる可能性があることも考えられます。

従いまして、入学を希望する学校とは、事前に十分な連絡をとり、先方の事情が許す無理のない範囲で受け入れてもらうようご配慮をお願いします。

つきましては、希望校の受け入れにつき、次の手順で手続きをお願いいたします。

記

1. 体験入学をする学校と連絡を取り、期間、理由等を伝え、体験入学を受け入れてもらえることを保護者が確認して下さい。
2. 次の手続きをしてください。
 - (1) 本校ホームページ → 保護者 → 「各種手続き・届出書」 → をクリックしてください。
 - ・様式1「体験入学(園)についてのお願い」
 - ・様式2「児童・生徒の状況について」
 - ・様式3「体験入学(園)証明書」(日本の学校で証明してもらい、日本語学校に提出)
 - (2) 上記3種類の文書を、ダウンロードして、必要事項を記入し、様式1・2・3を、体験入学を希望する学校にお渡しください。
 - (3) 体験入学が終了しましたら、様式3を体験入学校に必要部分を記入していただき、受け取ってください。体験入学終了後、2週間以内に学校事務局宛に必ずメール添付(PDF等)で提出してください。
なお、休み明けには、原本を事務局か担任の先生にご提出ください。
※夏休み明けに直接される方がいらっしゃいますが、必ずメールでの送付をお願いいたします。
3. 体験入学期間の日本語学校における出欠の扱いについて
 - ・例 → 日本の学校で6月中に体験入学をした期間 6月10日～7月19日
 - ・この期間のワシントン日本語学校の授業日は、6月15日 6月22日です。
この2日間について「欠席扱いにはしません。」
 - ・日本語学校の授業日が、日本での体験入学期間に含まれている日数を対象とします。
※日本の学校での体験入学期間は、6月22日までが対象です。それ以降の期間は対象となりません。
 - ※この「証明書」がない場合は、「欠席扱い」となりますのでご注意ください。
 - ※できる限り本校の様式(様式3)でご提出ください。
 - ※体験入学終了後、速やかに「証明書」を事務局に提出してください。